

平成 19 年生駒市教育委員会第 3 回定例会会議録

1 日 時 平成 19 年 3 月 28 日(水) 午後 1 時 30 分

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 301 会議室

3 審査事項

- (1) 報告第 5 号 平成 19 年生駒市議会（第 1 回）定例会提出議案の結果について
- (2) 報告第 6 号 平成 19 年度生駒市社会教育基本方針について
- (3) 議案第 5 号 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 議案第 6 号 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 議案第 7 号 生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第 8 号 学校教育法施行細則及び生駒市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 議案第 9 号 生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- (8) 議案第 10 号 生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について

4 出席委員

委員長 中 井 公 人

委員（委員長職務代理者） 中 田 和 子

委員 木 下 正 己

教育長 早 川 英 雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	梅 本 敏 弘	生涯学習部長	大 西 長 治
教育総務部次長	木 村 由 則	教育総務課長	中 田 好 昭
教育指導課長	西 井 久 之	人権教育課長	宿 賀 忍
生涯学習振興課長	米 田 秀 一	女性青少年課長	峯 島 妙
中央公民館長	松 本 裕 孝	芸術会館長	行 元 政 樹
南コミュニティセンター館長	山 本 博 康	北コミュニティセンター館長	奥 村 直 幸
図書会館長	平 井 克 典	体育振興課長	廣 岡 正 文
教育総務課課長補佐	井 坂 達 也	教育指導課課長補佐	上 埜 秀 樹
人権教育課課長補佐	生 駒 芳 弘	学校給食センター副所長	奥 村 弘 之
生涯学習振興課課長補佐	西 野 敦	女性青少年課課長補佐	吉 岡 秀 高

体育振興課課長補佐 中 井 宏
書 記 楠 下 崇 子

図書会館副会館長 辻 中 昇

7 傍聴者 なし

午後 1 時 3 0 分開会

○中井委員長:ただ今から平成 1 9 年生駒市教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長:それでは日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長:ご異議なしということで別紙のとおり調製することに決定いたします。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長:続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長:ご異議なしと認め、第 3 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 1 時 3 0 分から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長:続きまして日程第 3、諸般の報告について、各部庶務担当課長から報告を受けます。

・ 4 月の行事予定について (中田課長及び米田課長から説明)

~~~~~

○中井委員長:続きまして、日程第 4、報告第 5 号、平成 19 年生駒市議会(第 1 回)定例会提出議案の結果についてを議題といたします。教育総務部、梅本部長から説明を受けます。

○梅本部長:只今議題となっております日程第 4、報告第 5 号、平成 19 年生駒市議会(第 1 回)定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第 5 条第 1 号の規定により、ご報告いたします。

議案書 1 ページから 2 ページをお願いいたします。

先の教育委員会定例会で審議いただき、生駒市議会(第 1 回)定例会に提出いたしました教育委員会関係議案の 3 件につきましては、3 月 7 日開会の本会議で「生駒市児童、生徒災害救済金給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が即決議案

として取り扱われ、異議なく可決されました。

また、「平成18年度生駒市一般会計補正予算（第6回）」と「平成19年度生駒市一般会計予算」につきましては、3月14日開催の環境文教委員会で審議された結果、可決され、3月23日再開の本会議におきましても、いずれも原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○中井委員長：委員のみなさんから、何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案については報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第5号、平成19年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第6号、平成19年度生駒市社会教育基本方針についてを議題といたします。

生涯学習振興課、米田課長から報告を受けます。

○米田課長：日程第5、報告第6号、平成19年度生駒市社会教育基本方針について、ご報告いたします。議案書の3ページから4ページと資料1の平成19年度の取り組み予定をご覧ください。

この社会教育基本方針につきましては、平成19年2月28日に開催いたしました生駒市社会教育委員会議におきまして、決定いただいたものでございます。

それでは、朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

（朗 読）

以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中田委員：平成19年度から青少年の海外派遣事業費が予算から削られています、こ

れに代わるものとして何か考えていますか。

○峯島課長：ご報告が遅れましたが、派遣事業につきましては、海外留学が学校等で企画・募集されることが多くなってきて、年々希望者が減ってきておりました。また、テロや鶏インフルエンザ等、海外での安全性や予算の問題等いろいろございまして、今回、国際交流のあり方を見直すにいたりました。

今後は、これまで派遣された子どもたちに限っていた国際サークルのメンバーを広く募集し、他課とも協力しながら海外との交流及び国際化を深めていきたいと考えております。

○木下委員：予算のこともありますが、11年も続けてきた事業なので残念な気もします。これに代わる事業を今後検討していただきたいと思います。

○中田委員：これまで選考試験があり、一部の子どもたちしか参加できなかったのも、今後は市内在住の外国人の方に協力していただくなど、工夫して多くの方が参加できる事業を考えていただきたいと思います。

○中井委員長：海外へ行くことだけが国際交流の方法ではありませんし、今までの事業を見直しつつ、新しい視点で国際化都市・生駒を目指していただきたいと思います。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第6号、平成19年度生駒市社会教育基本方針については、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、議案第5号及び日程第7、議案第6号についてですが、この2議案については一括議題といたします。

それでは、議案第5号、生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第6号、生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課中田課長から説明を受けます。

○中田課長：ただ今議題となっております議案第5号及び議案第6号について、一括してご説明申し上げます。

これら2議案につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係規則の用語の整理を行うものでございます。

具体的には、議案書の5ページですが、議案第5号の生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則につきましては、規則第5条第4項中「助役専決」を「副

市長専決」に改めるものです。

次に、議案書 6 ページから 7 ページですが、議案第 6 号の生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則については、地方自治法の一部改正に伴い、職員の位置づけについて、「吏員」及び「その他の職員」が「職員」に統一されることから、第 2 条及び第 3 条を改め、第 4 条を削るとともに、「生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則」についても、第 2 条について、引用用語の整理を行うものです。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第 6、議案第 5 号、及び日程第 7、議案第 6 号については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 8、議案第 7 号、生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

教育総務課、中田課長から説明を受けます。

○中田課長：ただ今議題となっております議案第 7 号、生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

議案書の 8 ページをお願い致します。

本案につきましては、国家公務員の勤務時間制度の見直しが行われ、平成 18 年 7 月 1 日から休息時間が廃止されたことに伴い、本市においても、先の 3 月定例会市議会において関係条例の一部改正がなされたことから、本規則の改正をお願いするものです。

具体的には、第 20 条の 9 の見出し中「割振等」の文言を改めるとともに、同条中「割振、休憩時間及び休息時間」を「割振り及び休憩時間」に改めるものです。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第7号、生駒市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、議案第8号、学校教育法施行細則及び生駒市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
教育総務課、中田課長から説明を受けます。

○中田課長：ただ今議題となっております議案第8号、学校教育法施行細則及び生駒市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

本案につきましては、先般、学校教育法の一部が改正されたことに伴い、本年4月1日からの施行に併せて、関係規則を改正するものです。

具体的には、学校教育法施行細則の様式第11号中「障害児学級」を「特別支援学級」に改め、生駒市就学指導委員会規則第2条第1号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改めるものです。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第8号、学校教育法施行細則及び生駒市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第10、議案第9号、生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。教育総務課、中田課長から説明を受けます。

○中田課長：ただいま議題となっております議案第9号、生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、ご説明いたします。

議案書10ページと11ページをお願いいたします。

本件につきましては、学校保健法第16条の第1項及び第2項並びに生駒市立学校管理運営に関する規則に基づき、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会から推薦をいただき、平成19年度、20年度の2ヶ年間ににつきまして、11ページの一覧のとおり校・園医等を委嘱いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、議案第9号、生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第11、議案第10号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免についてを議題といたします。

教育総務部、梅本部長から説明を受けます。

○梅本部長：それでは、議案第10号でございます。この件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、委員会の議決を求めるとでございます。

まず事務局ですが、13ページの一覧にございますとおり管理職につきましては、退職者1名を含みます18名の異動がございます。

続きまして議案書14ページですが、教職員の任免でございます。校長につきましては、小学校の校長4名と中学校の校長3名でございまして、内、中学校の1名は昇格でございます。

次に教頭につきましては、小学校5名、中学校5名でございまして、内小学校の1名は昇格で、また1名は割愛者で市教委への異動となっております。また中学校は3名が昇格となっております。

そのほか、小学校で市外転出者が1名ですが昇格の上転出となっております。

なお退職者につきましては、小学校長と中学校長が各 1 名定年退職のほか、中学校教頭 1 名が退職しております。

幼稚園の園長級につきましては 5 名の異動となっております。

それぞれの新旧の学校は、表のとおりです。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第 11、議案第 10 号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これにて閉会いたします。

午後 2 時 閉会